

下水道使用料改定のお知らせ(令和元年 10 月以降)

日頃は、下水道事業にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本村の下水道は、平成7年度より順次供用を開始してから24年が経過しております。これまで、使用料については消費税の改定のみ対応しており、実質的な値上げは行ってきませんでした。

しかしながら、皆様より納めていただいている使用料のみで下水道事業を維持管理する事は難しく、赤字補填を行いながら事業を継続しているのが現状です。

今後も機器故障や更新などで維持費が必要となってまいります。経営基盤の安定化と健全化の確保、使用者負担の適正化を図るため、令和元年10月1日使用分(令和元年12月請求分)から消費税増税とあわせ下水道使用料を見直し平均8%値上げさせていただきます。

皆様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

改定後の下水道使用料 【2か月分、消費税込】

		現行使用料 (消費税率 8%)	改定後の使用料 (消費税率 10%)	比較
基本料金 (10円未満切捨て)	一般住宅	2,056.32 円	2,261.6 円	205.28 円
	営業 A	3,084.48 円	3,392.4 円	307.92 円
	営業 B	4,112.64 円	4,523.2 円	410.56 円
排水料金	~30 m ³	184.68 円	202.4 円	17.72 円
	30~60 m ³	205.2 円	225.5 円	20.3 円
	60 m ³ 以上	236.52 円	259.6 円	23.08 円

※排水料金については、水道使用量で算定ののち10円未満切捨て

改定後の下水道使用料早見表 【2か月分、消費税込】

下水道使用料は、2か月分をまとめて請求しております。

使用水量	現行使用料	改定後の使用料	比較
10 m ³	3,890 円	4,280 円	390 円
15 m ³	4,870 円	5,290 円	420 円
20 m ³	5,810 円	6,300 円	490 円
25 m ³	6,750 円	7,320 円	570 円
30 m ³	7,690 円	8,330 円	640 円

《下水道使用料計算例》水道使用量が2か月で10 m³の場合

基本料金 2,260円 (1,130.8円(1か月分)×2か月) 10円未満切捨て
 + 排水料金 2,020円 (10 m³×202.4円) 10円未満切捨て
 合 計 4,280円 ※請求は2か月に1回(偶数月)

